

ピックアップ 市政情報

代表電話番号は、16ページに記載してあります。

光ブロードバンドエリアが 拡大されます！

平成20年夏から、安達地域の全域および二本松地域の平地区で、随時光ブロードバンドのサービス提供が開始されることとなりました。

これは、地域で要望活動を続けてきた成果であり、ブロードバンドサービス提供を望む多くの方々が努力した結果です。

全国的に都市部以外の地域は採算がとれないため光ブロードバンドサービスの提供

が遅れており、ますます情報格差が顕著化しています。市では、早くから地域の方々の協力を得ながら市長自ら要望書の提出などを行って

きましたが、今後もサービス提供エリアの拡大のため要望活動を続けてまいります。

◎問い合わせ：

人事行政課電子情報係

☎(55)5101

生活道路舗装事業の 申請を受付

平成20年度より、生活道路舗装事業を市内全域で実施することとなりました。

事業内容

市が管理する道路で、かつ、家屋に通ずる幅員2メートル以上の道路を、道路利用者から一定の負担(分担金)をいただいで舗装するものです。

分担金の額

- ・市道・農道・林道
…事業費の15%
- ・その他の道路
…事業費の50%

申請方法

5月末日までに生活道路舗装事業申請書を、区長、町内会長または自治会長の了解を

得たうえで、土木課または各支所産業建設課へご提出ください。

※申請内容を審査のうえ、予算の範囲内で事業箇所を決定し、通知書により採択、不採択を連絡します。

◎問い合わせ：

土木課監理係

☎(55)5123

平成20年度から 口座振替不能通知書を廃止

市税等の口座振替が残高不足で振替できなかった場合に送付していた「口座振替不能通知書」は廃止となります。

つきましては、口座振替日 (各市税等の納期限)の前日ま

でに預貯金口座の残高確認をお願いいたします。

なお、口座振替ができなかった場合は、納付書を発行しますので、お問い合わせください。

※口座振替日は、各税目の納期限日です。納期限日は本紙7頁をご覧ください。

※各月により税目等が異なりますので、納税通知書または納入通知書でご確認ください。

◎問い合わせ：

収納課収納管理係

☎(55)5087

暴力団員による 市営住宅等の使用制限

に関する協定を締結

昨年6月、国は全国の公営住宅における暴力団員の様々な不法行為が発生したことを受け、公営住宅から暴力団員を排除するための基本方針を示しました。

市では、国の方針に基づき市営住宅管理条例等に暴力団員排除規定を追加し、その実効性を確保するため、暴力団

市営住宅管理戸数

67団地、814戸

(4月1日現在)

員にかかる情報提供や支援体制等に関する協定を二本松警察署と締結しました。



『市長と語ろう 豊かな未来 二本松』

～市政懇談会を開催します～

市長と市民が懇談し、市民との協働のまちづくりの参考とさせていただくため、次の日程で地域ごとに開催しますので、市民の皆さんのご参加をお待ちしております。

開催日時・場所

対象地域	日時	場所
二本松地域	5月26日(月) 19:00～20:30	市役所本庁 6階正庁
安達地域	5月27日(火) 19:00～20:30	安達公民館 1階集会室
岩代地域	5月29日(木) 19:00～20:30	岩代支所 2階大ホール
東和地域	5月30日(金) 19:00～20:30	東和支所 3階大会議室

※各回午後7時～8時30分

◎問い合わせ…秘書広報課広報広聴係 ☎(55)5097
または各支所地域振興課地域振興係

今月の休日納税相談窓口

日時(各回日曜日)

・5月11日・18日・25日

午前9時～正午

場所 市役所(本庁)一階収

納課(正面玄関右奥の出入

口をご利用ください。)

対象者 やむを得ない事情が

あり納税が遅れている方

○問い合わせ:

収納課収納徴収係

☎(55)5088

重度心身障がい者医療費

受給者の皆さんへ

○制度内容の一部改正

重度心身障がい者医療費受給資格がある65歳以上75歳未満の方で、認定を受け後期高齢者医療の被保険者になれる資格がありながら、その認定を受けていない方については、総医療費の1割または高額療養費の自己負担限度額を超える額について、給付しないことに制度が改正されました。改正内容について、次表のとおりです。

なお、適用時期は平成20年

消防団長に
遊佐 喜雄さん
消防団副団長に
服部 嘉夫さん



▲遊佐喜雄団長



▲服部嘉夫副団長

去る4月1日消防団辞令交付式が行われ、消防団長に前副団長の遊佐喜雄さん(郭内)が任命されました。

また、副団長には、前東和地区隊長の服部嘉夫さん(針道)が任命されました。任期は2年間です。

7月診療分の医療費からとなります。

対象年齢	改正前	改正後
65歳未満	改正ありません(自己負担全額または高額療養費の自己負担額を給付)	
65歳以上 後期高齢者医療の被保険者になった方	改正ありません(自己負担全額または高額療養費の自己負担額を給付)	
75歳未満 後期高齢者医療の被保険者にならない方	自己負担全額* または高額療養費の自己負担額を給付	総医療費の1割(現役並み所得者を除く)または高額療養費の自己負担限度額を超えた分は給付しない
75歳以上	改正ありません(自己負担全額または高額療養費の自己負担額を給付)	

*後期高齢者医療の被保険者にならない方の医療費の自己負担割合は、65歳以上70歳未満は3割、70歳以上75歳未満は2割(平成20年は1割)

国保年金課医療給付係
☎(55)5107

新しい晨あさ

市長からの手紙

王保忠一

春は、万物の生命が輝き、梅、桃、桜などの花が一斉に咲き誇る。新しい出会いや、たねまきの季節であります。

さて、一人ひとりの人生は、花の如く、いろんな咲き方があります。

花にとって本当に大事なことは、どこで咲くかではなく、どのように咲くかであると思います。

その人その人の内面からあふれ出してくる自分だけしか咲かせられない、気高く、清らかな美しい花を咲き続けてほしい。

凜として、なお、たおやかに美しく。

二本松市においても、新体制がスタート致しました。新年度は、「二本松市長期総合計画」のもとに市政を推進する新たな年でもあります。

本市の豊かな自然、地域

に根ざした文化と伝統、歴史的な財産、恵まれた立地条件、「二本松力」を生かして『いま拓く豊かな未来 二本松』を将来像に、「活力安全と安心 共生と協働」を基本理念にその実現のために三つの基本目標「活力ある産業・観光交流のまちづくり」、「人を育てるすこやかなまちづくり」、「安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり」に邁進してまいります。

また、地方自治体を取り巻く厳しい行財政環境の中で自立に向けて改革の基本を市民所得の向上「産業の振興」。人材の養成「教育の振興」。「財政基盤の確立」において「改革・自立・市民との協働のまちづくり」をキーワードに歳出改革を緩めることなく引き続き「市政改革」を推進してまいります。

「人生二度なし」「一人ひとりが天から授かった能力を生かすような人間になるため」のたねまきをする「こと」市民のしあわせと二本松の豊かな明るい未来のために、生命を賭してまいります。

皆様のご理解と、ご協力をお願い申し上げます。